

目標管理型の政策評価の改善方策 (案)

平成 29 年 3 月

政策評価審議会
政策評価制度部会

目 次

I. 総論	1
II. 改善方策	1
1. 測定指標の洗練化・高度化	1
(1) 測定指標の現状把握（測定指標数等の基礎データの収集）	2
① 目標数と測定指標数との関係	2
② 測定指標数と関連する達成手段数との関係	3
③ 施策の予算額や達成手段数と測定指標数との関係	4
(2) 個別の事前分析表の分析を通じた好事例の抽出及び改善方策の検討 ...	5
① 目標との因果関係が明確な測定指標を設定しているもの	6
② 過不足なく目標の達成度合いを測定しているもの	10
③ 測定指標のうち、主要なものを明示しているもの	15
④ アウトプット指標と併せてアウトカム指標が設定されているもの ..	17
2. モニタリング活用施策における評価	20
(1) モニタリング活用施策	20
(2) 評価サイクルの根拠	21
3. 参考指標の活用	22
III. 今後の取組	23

目標管理型の政策評価の改善方策（平成 28 年度）

I. 総論

目標管理型の政策評価（以下「目標管理型評価」という。）は、各府省が自ら施策の目標を定め、目標に対する実績を測定して、目標の達成度合いを事後評価するもので、平成 25 年 12 月の「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って実施されているものである。

昨年度の目標管理型評価ワーキング・グループにおいては、「施策の特性に応じた評価」、「目標を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化」及び「測定指標の定量化等」について検討を行い、「目標管理型の政策評価の改善方策（平成 27 年度）」として報告を取りまとめた。

これらを踏まえ、平成 28 年度は、引き続き政策評価を政策の見直し及び改善に資するものとするを主眼として、各府省の事前分析表に基づき、「測定指標の洗練化・高度化」、「モニタリング活用施策における評価」及び「参考指標の活用」について検討を行ったところであり、その改善方策については、以下Ⅱに記述する。また、各府省の評価担当者の利便に資するよう、本改善方策の内容をまとめた、事前分析表の作成に当たってのチェックリストについても別紙のとおり取りまとめた。

Ⅱ. 改善方策

1. 測定指標の洗練化・高度化

事後評価の対象となるのは、「当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策」であり、各府省は、事後評価のうち、目標管理型評価の対象施策として約 500 施策を設定している。

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」にも示されているように、目標管理型評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、その上で、目的、目標（指標）、達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を明確にすることが求められている。また、測定指標については、施策の達成状況を適切に説明することができるものを設定することが求められている。

これらを踏まえ、実際に設定されている測定指標が目標管理型評価のロジックに即しているか等の観点から「(1) 測定指標の現状把握（測定指標数等の基礎データの収集）」及び「(2) 個別の事前分析表の分析を通じた好事例の抽出」を行い、測定指標の設定に係る課題を明らかにするとともに、改善方策を検討した。

(1) 測定指標の現状把握（測定指標数等の基礎データの収集）

目標管理型評価に係る測定指標の現状を把握するため、各府省の事前分析表を基に基礎データを収集し、施策数（目標数）、測定指標数、達成手段数等及びその関係について確認した。

その結果、次のことが明らかになった。

- ・1つの目標に対し、平均3.3の測定指標が設定されていること
- ・1つの測定指標に対し、平均2.6の達成手段（測定指標とひも付けられているものに限れば、平均1.7）が設定されていること

施策数、目標数、測定指標数、達成手段数等の現状（平成27年度事前分析表）

	施策数	目標数	測定指標数	達成手段数	うち、測定指標とひも付けられているもの
実数	491	711	2,373	6,193	4,112
施策数に対する比率	1.0	1.4	4.8	12.6	8.4
目標数に対する比率	-	1.0	3.3	8.7	5.8
測定指標数に対する比率	-	-	1.0	2.6	1.7

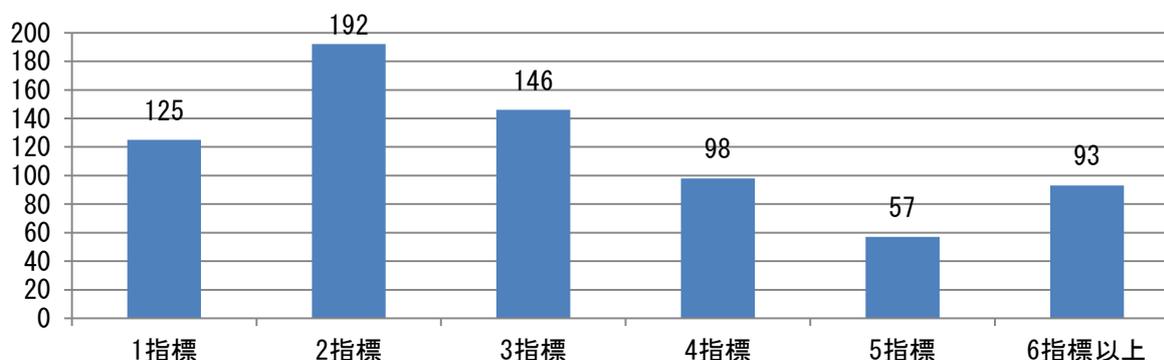
上記により、1目標当たりの測定指標数、1測定指標当たりの達成手段数は、平均的には把握されたが、現状をより精緻に把握するため、「目標数と測定指標数との関係」、「測定指標数と関連する達成手段数との関係」及び「施策の予算額や達成手段数と測定指標数との関係」に係る詳細な分布等について分析を試みた。

① 目標数と測定指標数との関係

目標数と測定指標数との関係については、以下の事実が確認できた。

- ・1つの目標に対し、測定指標が3指標以下となっている目標が多い（65.1%）
- ・6指標以上設定されているものが93目標（13.1%）（最大で1目標に19の測定指標を設定）

1目標当たりの測定指標数の分布（平成27年度事前分析表）



1目標当たりの測定指標数
 (平均=3.5) (中央値=3)

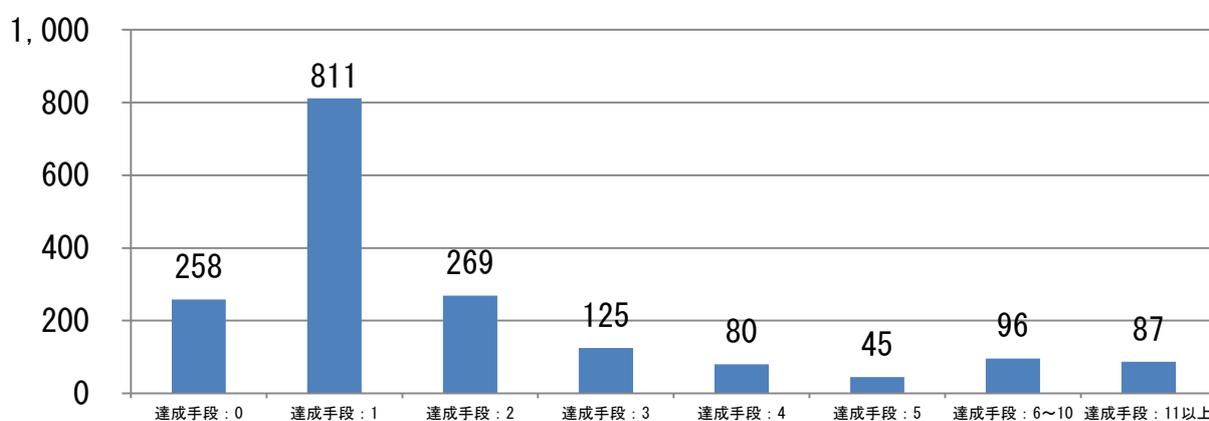
② 測定指標数と関連する達成手段数との関係

測定指標数と関連する達成手段数との関係については、事前分析表において、達成手段ごとに関連する測定指標を示している府省は、18府省（全府省の測定指標数2,373のうち、18府省の測定指標数は1,771）であった。そのうち、

- ・関連する達成手段数が1の測定指標が最も多く、811指標（18府省の測定指標の45.8%）
- ・関連する達成手段数が0の測定指標は、258指標（18府省の測定指標の14.6%）
- ・関連する達成手段数が11以上の測定指標は、87指標（18府省の測定指標の4.9%）
（最大で1測定指標に218の達成手段を設定）

であった。

1 測定指標当たりの関連する達成手段数の分布（平成27年度事前分析表）



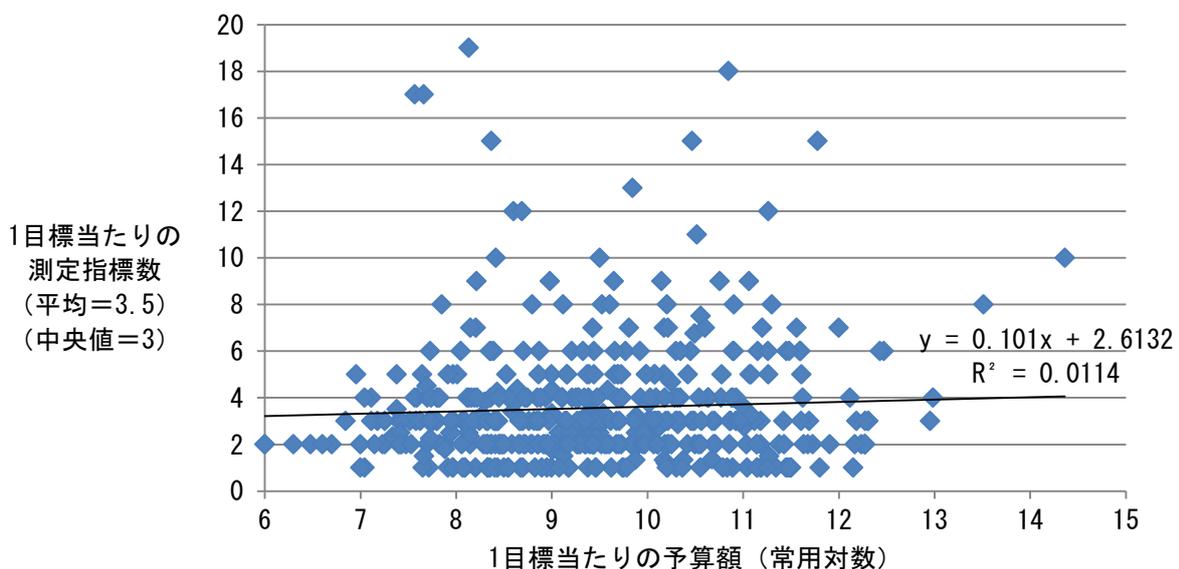
1測定指標当たりの関連する達成手段数
（平均＝3.5）（中央値＝1）

③ 施策の予算額や達成手段数と測定指標数との関係

次に、施策の予算額や達成手段数と測定指標数の関係について分析を行った。例えば、防衛省の「周辺海空域における安全確保」という施策のように、関連する達成手段が200以上あり、関連する予算が2兆円に達するようなものもあれば、総務省の「行政評価等による行政制度・運営の改善」という施策のように、関連する達成手段は2つ、予算額は9億円程度のものもあるなど、施策の達成手段数・予算額には大きな幅があった。

こういった状況を踏まえ、施策の予算額や達成手段数が多くなれば、測定指標数も多くなるという関係があるのではないかと仮説を立て分析したが、結果としては1目標当たりの予算額や達成手段数と測定指標数との間に相関関係は見いだせなかった。

1目標当たりの予算額と測定指標数の分布（平成27年度事前分析表）



また、施策の予算額が、(i)1億円前後に分布、(ii)100億円前後に分布、(iii)広く分布という形で省庁を分類し、予算額と測定指標数の分布をより細かく分析したが、やはり1目標当たりの予算額と測定指標数との間に明確な相関関係は見いだせず、予算額が増えると測定指標数も増えるという関係があるとは言えなかった。測定指標数については、施策の予算額や達成手段数とは別の要因の影響も大きいのではないかと考えられる。

(2) 個別の事前分析表の分析を通じた好事例の抽出及び改善方策の検討

目標管理型評価とは、目標の達成度合いを判断できる測定指標によって PDCA サイクルを回すためのものである。測定指標の洗練化・高度化に関する改善方策を示すに当たり、まずは測定指標に求められる役割・性質として期待されるものを整理し、以下の4点にまとめた。

- ① 目標管理型評価においては、「目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに関目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定が明確でなければ、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくことが困難となる」^{※1}ことから、目標の達成状況等を測る測定指標は、目標との因果関係が明確であることが必要である。
- ② 測定指標は、「達成すべき目標について達成度合いを測定する」^{※2}ものであることから、目標の一部や目標よりも大きなものを測る測定指標を設定するのではなく、過不足なく目標の達成度合いを測定できるものを設定することが必要である。
- ③ 目標管理型評価においては、目標の達成度合いを5区分で示すこととされており、主要な測定指標の実績に応じていずれの区分に該当するかが決められる^{※3}ことから、あらかじめ主要な測定指標を明示することが求められる。
- ④ 測定指標は、「施策の達成状況を適切に説明」^{※4}するためのものであることから、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量・利用結果等を測る「アウトプット指標」のみでなく併せて行政活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測る「アウトカム指標」を設定^{※5}することが重要である。

①から④までを踏まえ、各府省の事前分析表を分析した結果、それぞれの観点から好事例と考えられるものが見受けられた。

※1 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）

※2 「『測定指標』欄には、達成すべき目標について達成度合いを測定するための測定指標を1から始まる算用数字番号を順次付し記入する（例：1 ○○調査における△△率、2 ○○○に占める・・・な△△の割合 等）。」（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」＜別紙1の様式の記入要領9＞）

※3 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」＜別紙2の様式の記入要領14＞

※4 「測定指標は、施策の達成状況を適切に説明することができるものとする。」（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」＜別紙1の様式の記入要領9＞）

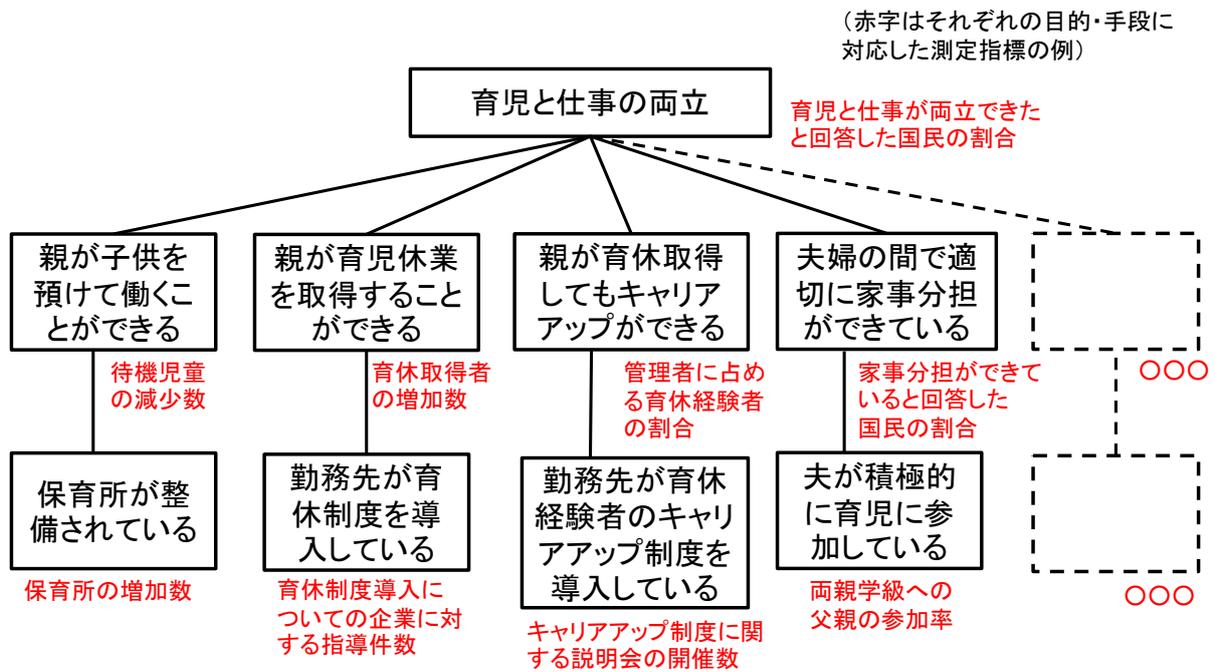
※5 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第1項において、「行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない」とあり、行政機関は、政策評価に当たり、政策のアウトカムを把握することとされている。また、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」＜別紙1の様式の記入要領6＞において、「『達成すべき目標』欄には、評価対象施策について、国民に対して『いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか』を示す、政策効果に着目した達成すべき目標を記入する」とあり、目標管理型評価においては、達成すべき目標にはアウトカム指標を設定する必要がある。

① 目標との因果関係が明確な測定指標を設定しているもの

各府省は、施策やその達成手段の企画立案に当たり、目的を達成するためにどのような手段が必要か、その手段がどの程度効果があるのか等、目的と手段の因果関係や有効性について事前に検討しているものと考えられる。それらの内容を事前分析表において明示することにより、政策効果を検証するために何を確認する必要があるのかということが国民にとっても明らかとなるため、それに基づいた測定指標が設定されることが必要である。

各府省の事前分析表を分析したところ、例 1a 及び例 1b のように、施策の目標に対して因果関係が明確な測定指標を設定することにより、施策の目標の実現状況、目標を実現するための達成手段及び達成手段の実施状況が分かりやすく示されているものが見受けられた。これらの施策においては、事後の検証においても、目標の実現状況に対し、当該手段がどの程度有効であったのかについての分析を適切に行うことが可能となる。

目標との因果関係が明確な測定指標の設定イメージ



<平成 27 年度事前分析表の好事例>

例 1：目標との因果関係が明確な測定指標を設定しているもの

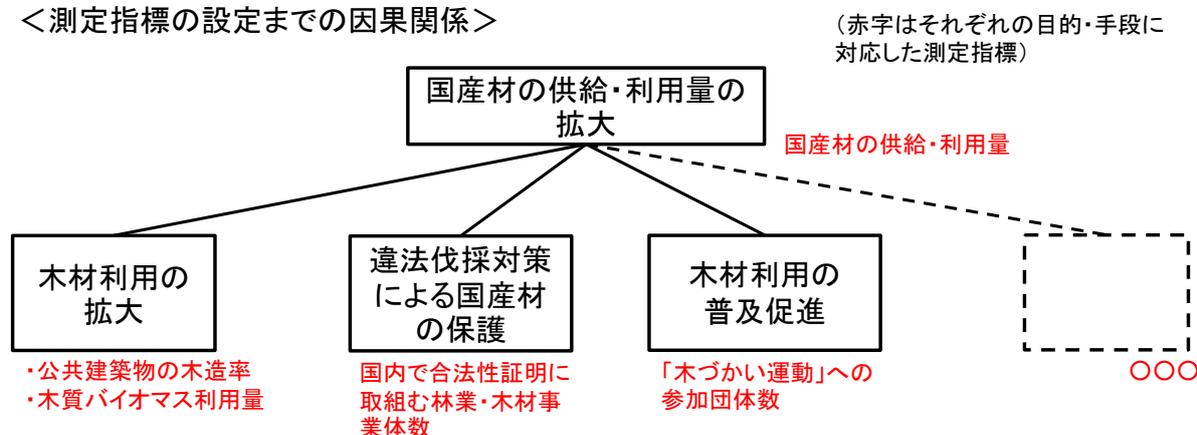
a. 林産物の供給及び利用の確保（農林水産省）

目標「国産材の供給・利用量の拡大」の実現状況については、測定指標「国産材の供給・利用量」が、また、その目標に対する達成手段及びその実施状況については、測定指標「公共建築物の木造率」、「木質バイオマス利用量」等が設定されており、目標との因果関係を明確に読み取ることができる。

目標① 【達成すべき目標】	国産材の供給・利用量の拡大
測定指標	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
(ア) 国産材の供給・利用量	森林の適正な整備が行われることを通じて木材が生産される中で、木材の適切な供給・利用により、「植える→育てる→収穫する→植える」という森林のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られる。 このため、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要である。また、木材の利用については、公共建築物や住宅等での木材利用や、木質バイオマスとしての利用を促進していくとともに、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材の需要を拡大していくことが重要である。 これらのことから、「国産材の供給・利用量を拡大する」を目標として設定した。 「国産材の供給・利用量の拡大」に向けた取組みの成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を目標値として設定した。 「森林・林業基本計画」においては、平成27年の木材の供給・利用量(目標)は28,000千m ³ となっていることから、基準年度以降のトレンドが平成27年に28,000千m ³ に到達するよう、年を変数とする二次曲線を作成し、各年の目標値を設定する。
(イ) 公共建築物の木造率	「国産材の供給・利用量の拡大」向け、「公共建築物等木材利用促進法」の推進による公共建築物等への地域材利用の拡大が重要であることから、「公共建築物の木造率」を指標として設定した。 平成27年度の目標値24%に向け、各年度一定割合で木造率を増加させることとする。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値及び実績値は、前年度の値を記入している。
(ウ) 木質バイオマス利用量 (間伐材等由来)	木質バイオマスの利用促進は地球温暖化の防止、循環型社会の形成、地域の未利用資源を活用した産業の育成等に資することから、「木質バイオマス利用量(間伐材等由来)」を指標として設定した。 平成27年度の目標値300万m ³ に向け、各年度一定割合で利用量を増加させることとする。
(エ) 国内で合法性証明に取組む林業・木材事業者数	違法伐採対策の実効性を確保するためには、合法性証明に取組む林業・木材事業者数を増加させることが重要であることから、「国内で合法性証明に取組む林業・木材事業者数」を指標として設定した。 平成27年度の目標値9,800に向け、各年度一定数を増加させることとする。
「木づかい運動」への参加団体数 (「木づかい運動」ロゴマークの登録企業・団体数)	消費者に国産材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくためには、国民運動として展開している「木づかい運動」を実践する企業・団体を増やすことが重要であることから、同運動のロゴマーク「木づかいサイクルマーク」(注1)(申請料10,500円、年間登録料21,000円)を使用できる企業・団体の登録数を指標として設定した。 平成27年度の目標値400に向け、各年度一定数を増加させることとする。

(出典) 平成 27 年度農林水産省事前分析表から抜粋

<測定指標の設定までの因果関係>



(出典) 上記の事前分析表を基に、目標管理型評価ワーキング・グループにおいて作成

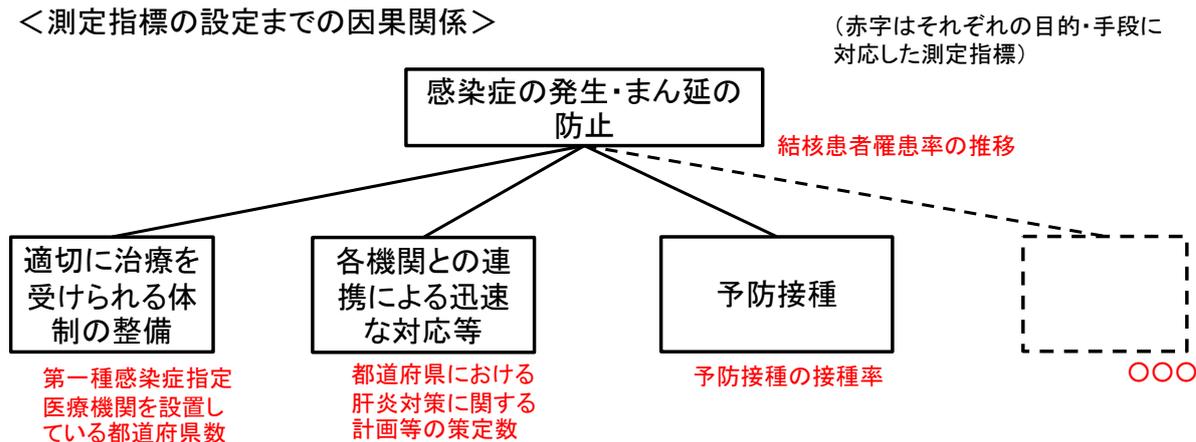
b. 感染症の発生・まん延の防止を図ること（厚生労働省）

目標「感染症の発生・まん延の防止を図ること」の実現状況については、測定指標「結核患者罹患率の推移」が、また、その目標に対する達成手段及びその実施状況については、測定指標「予防接種の接種率」等が設定されており、目標との因果関係を明確に読み取ることができる。

施策目標名	感染症の発生・まん延の防止を図ること(施策目標 1-5-1)
測定指標 (定量的)	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1 第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県数 (結核感染症課調べ)	第一種感染症指定医療機関は感染症の患者を入院させ、かつ、感染症法に基づく公費負担医療を担当するものである。施策目標を達成するためには、感染症発生時の都道府県ごとの医療提供体制を整備する必要があることから、当該数値を測定指標とした。 (感染症指定医療機関の指定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html)
2 予防接種の接種率(麻しん) (結核感染症課調べ)	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期的予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしていることから、当該目標を測定指標とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html)
3 予防接種の接種率(風しん) (結核感染症課調べ)	風しんの予防接種は先天性風疹症候群(CRS)予防のために開始されたが、接種率が不十分で、平成16年にはCRSが年間10例報告されており、接種回数が2回に増やされている。なお、麻しんワクチンとの混合ワクチンで接種されるため、麻しんの予防接種の接種率と同じ測定指標とした。また、平成26年4月に策定を予定している「風しんに関する特定感染症予防指針(案)」において、2回実施される定期的予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にする予定であることから、26年度以降の目標を95%以上とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html)
4 結核患者罹患率の推移 (結核登録者情報調査年報集計結果による)	結核患者数は年々減少しているものの、なお年間約2万の新規患者が発生しており、対策の強化が必要とされている。こうした中、平成23年に「結核に関する特定感染症予防指針」を改正し、具体的な目標として平成27年までに人口10万人対罹患率を15.0以下とすることとしたため、当該目標を測定指標とした。 (平成22年度結核登録者情報調査年報集計結果 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou03/10.html)
5 都道府県における肝炎対策に関する計画等の策定数 (肝炎対策推進室調べ)	肝炎対策基本指針(平成23年厚生労働省告示第160号)において、「都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる」とされたことから、当該計画等の策定状況を測定指標とした。

(出典) 平成 27 年度厚生労働省事前分析表から抜粋

<測定指標の設定までの因果関係>



(出典) 上記の事前分析表を基に、目標管理型評価ワーキング・グループにおいて作成

<目標数と測定指標数との関係における留意点>

1つの目標に対し、多くの測定指標が設定されている場合など、政策の目的、目標、達成手段から成る政策体系に係る事前の想定が明確でなければ、どの指標で目標の達成度合いを測ろうとしているかが不明確となる。また、国民にとって分かりやすいものとする観点からも、例えば、1つの目標に対し6以上の指標が設定されている場合には、必要に応じて指標数を減らす、いくつかの指標を参考指標とするなど、測定指標を再設定することを検討する必要がある。

また、測定指標が目標の達成度合いを過不足なく測定できるものであれば、目標の達成度合いを明確に表すことが可能となるが、測定指標の目標値が、施策が目標とする状態を適切に表していないときや、想定していない外部要因等により、目標の達成度合いを適切に測定できていない指標が設定されている場合には、評価を適切に行うことは困難となる。特に、1つの目標に対し1の測定指標しか設定されていない場合には、指標設定が適切でないリスクが高まることが懸念される。1つの目標に対し1の測定指標しか設定されていない場合には、当該測定指標が適切なものであるか改めて検討を行い、必要に応じて測定指標を変更することや、測定指標の組替えのための参考指標を追加することが求められる。^{※6}

なお、測定指標は、施策の効果を測定する手段として、事前に対外的に表明したものであることから、測定指標を変更する場合は、その理由（例：測定指標の目標値が達成された、施策の効果を測る上でより適切と思われる情報が把握可能となった、評価結果等を踏まえて施策の目的や達成手段を見直した）を政策評価書や事前分析表において説明することが必要である。

<測定指標数と関連する達成手段数との関係における留意点>

測定指標と達成手段との関係についても留意すべき点がある。

例えば、測定指標と関連する達成手段数が0の場合には、政策評価の結果、当該測定指標の目標が達成されないことが明らかになっても、政策評価書からは、その原因の分析ができない。測定指標と関連する達成手段数が0の場合には、測定指標の再設定や達成手段の追記が求められる。なお、再検討しても達成手段が設定できない場合には、そもそも目標管理型評価の対象とすべきか、施策や目標の立て方はどうかなどの観点に立ち戻って再検討することが求められる。

一方、測定指標と関連する達成手段数が多いなど、測定指標と達成手段との関係が複雑な構造となっている場合には、その対応関係が不明確となるため、政策評価の結果、当該測定指標の目標が達成されないことが明らかになっても、政策評価書からは、どの達成手段を見直せば、目標達成に資するかの分析が困難となる。例えば、1つの測定指標につき関連する達成手段数が10以上ある場合には、必要に応じて

※6 測定指標が複数設定されているものについては、測定指標同士がトレードオフの関係になる場合もあるため、施策全体の目標と達成手段の因果関係を踏まえて測定指標を設定することに留意する必要がある。

て測定指標を再設定することや、主要な指標の明示、参考指標の追加などの対応が求められる。

<目標や測定指標を適切に設定することが困難な場合の留意点>

目標管理型評価は、あらかじめ目標を設定し実績を評価するものである。目標を設定すること及び実績を評価することは、全ての政策において当然行うべき事項ではあるが、政策の性質によっては、目標設定の方法及び実績評価の方法について困難を伴うケースがあることも確かである。例えば、目標との因果関係が明確な測定指標がどうしても設定できない場合などは、そもそも目標管理型評価の対象とすべきか、総合評価に移行すべきではないかなどの観点に立ち戻って再検討することも必要であろう。

② 過不足なく目標の達成度合いを測定しているもの

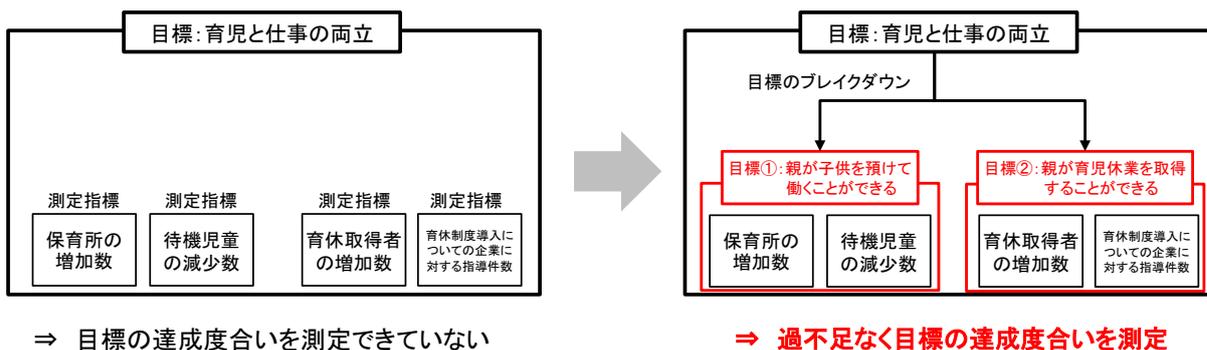
各府省の施策に設定されている目標をみると、抽象的な記載となっているものが見受けられる。政府の目標として大きな（抽象的な）目標を設定する必要があることは理解できるが、余りに目標の抽象度が高い場合には、設定された測定指標では目標の達成度合いを過不足なく測れない。この場合には、具体的に各府省が実施している個別の施策の成果が上がっているかどうか曖昧となり、評価結果を施策の改善又は廃止に結び付けることが困難になると考えられる。

また、「測定指標の現状把握」において分析したように、施策の予算額や達成手段数が多くなれば、測定指標数も多くなるという関係は見いだせなかった。予算額や達成手段数が多く、測定指標数が少ない施策については、例えば目標の抽象度が高く、また、測定指標をより抽象的なものとして対応しているケースなどが考えられる。一方で、測定指標の抽象度が高くなればなるほど成果の測定は困難となる。

こういった状況を踏まえると、抽象的な目標に対して抽象的な測定指標を設定するのではなく、抽象的な目標をより具体的なものにした上で、具体の目標に沿った測定指標を設定することが求められる。

一部の施策では、例 2c、例 2d 及び例 2e のように、抽象的な目標をより具体的に、細かく設定（ブレイクダウン）し、目標と測定指標の対応関係を明確化しているものが見受けられた。

過不足なく目標の達成度合いを測定しているもののイメージ



<平成 27 年度事前分析表の好事例>

例 2：過不足なく目標の達成度合いを測定しているもの

- c. 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保（農林水産省）
 施策「国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保」が、
 施策（1）「科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化」及び施策（2）
 「食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保」
 にブレイクダウンされ、さらに各施策において目標が設定された上で、それらの
 目標に対応した測定指標が設定されている。

政策分野名 【施策名】	・国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保
施策（1）	・科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化
目標① 【達成すべき目標】	・国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量を超えないレベルに抑制
測定指標	・カドミウムの推定摂取量 ・ダイオキシン類の推定摂取量
目標② 【達成すべき目標】	・生産から消費に至る一連の食品供給行程における安全管理の取組の強化
測定指標	・ガイドラインに則したGAP導入産地割合 ・中小規模層（年間販売金額1億円～50億円）の食品製造事業者におけるHACCP導入率
施策（2）	・食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保
目標① 【達成すべき目標】	・食品表示の遵守状況の確実な改善
測定指標	・生鮮食品の「原産地」の不適正表示率 ・加工食品の義務表示事項（品質に関するもの）の不適正表示率
目標② 【達成すべき目標】	・食品トレーサビリティの取組の拡大
測定指標	・生産者における農畜水産物の出荷記録の保存（基礎トレーサビリティ）の取組率 ・流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存（内部トレーサビリティ）の取組率

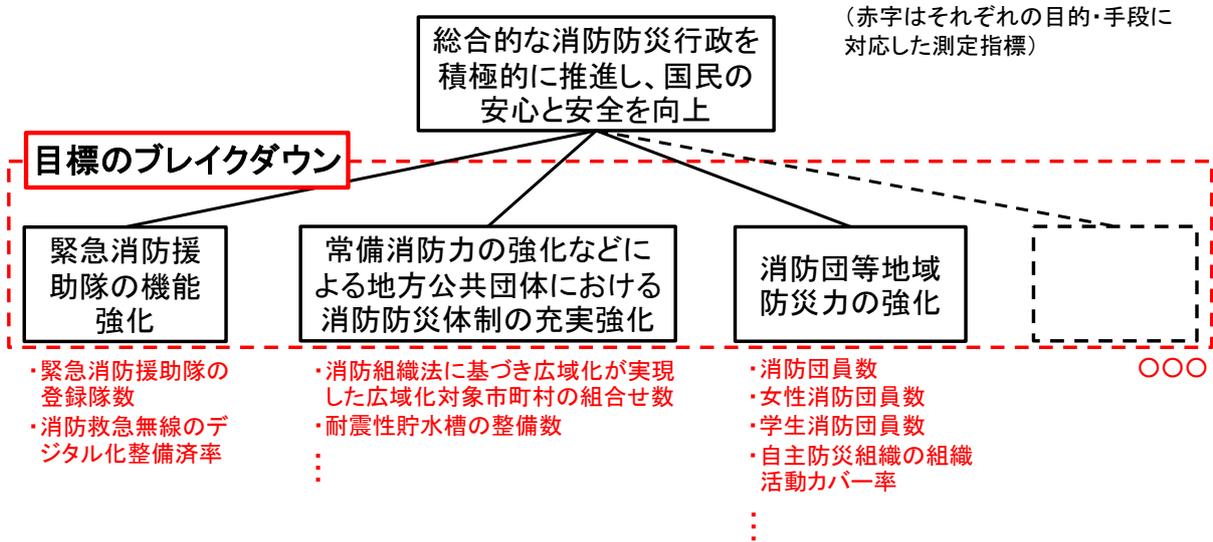
（出典）平成 27 年度農林水産省事前分析表を基に、目標管理型評価ワーキング・グループにおいて作成

d. 消防防災体制の充実強化（総務省）

施策の目標「総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる」が、「緊急消防援助隊の機能を強化すること」、「常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること」、「消防団等地域防災力を強化すること」等にブレイクダウンされた上で、それらの目標に対応した測定指標が設定されている。

基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このため、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
緊急消防援助隊の機能を強化すること	① 緊急消防援助隊の登録隊数 <アウトカム指標>	平成26年3月に策定した、消防組織法に基づく「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、平成30年度末までに6,000隊規模とされていることから、指標として設定。年度ごとの目標値は、各年における増隊数を準準化して設定。 【参考】 4,694隊(平成26年4月1日現在) 4,594隊(平成25年4月1日現在)
	2 消防救急無線のデジタル化整備済率 <アウトカム指標>	消防救急無線のデジタル化は、大規模災害等が発生した場合の緊急消防援助隊の活動の円滑化に資するため、指標として設定。なお、消防救急無線は電波法に基づく周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)により、平成28年5月末までにデジタル化することとされている。 【参考】 30.9%(平成26年3月31日現在) 14.2%(平成25年3月31日現在)

(出典) 平成 27 年度総務省事前分析表から抜粋



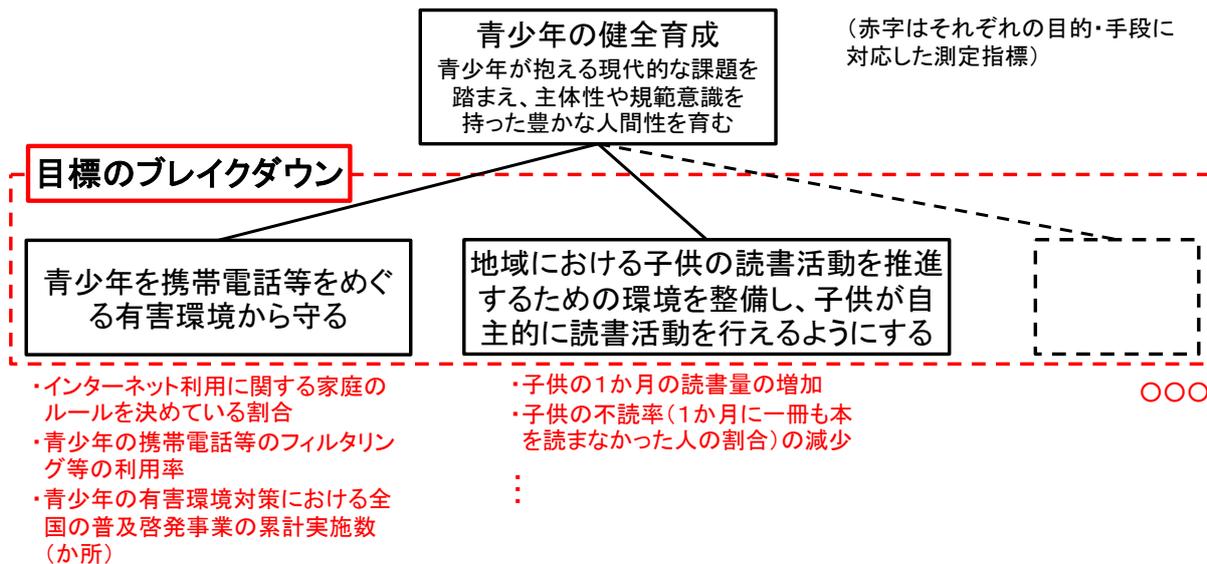
(出典) 上記の事前分析表を基に、目標管理型評価ワーキング・グループにおいて作成

e. 青少年の健全育成（文部科学省）

施策概要「青少年が抱える現代的な課題を踏まえ、主体性や規範意識を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や国際交流、青少年を取り巻く有害環境対策、子供の読書活動等を推進する」が、達成目標「青少年が携帯電話等をめぐる有害環境から守られる」、「地域における子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる」等にブレイクダウンされた上で、それらの目標に対応した測定指標が設定されている。

達成目標 3	平成 21 年 4 月 1 日より施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（内閣府、総務省、経済産業省共管）を踏まえ、青少年が携帯電話等をめぐる有害環境から守られる。						
達成目標 3 の設定根拠	スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムや、有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることを踏まえ、法（※）に基づく基本計画の「保護者が青少年インターネット利用を適切に管理できるようにするための普及啓発活動の実施」という基本的な方針等に基づき、内閣府、総務省、経済産業省等の関係府省庁と連携しつつ、文科省ではフィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにしている。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号）						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①インターネット利用に関する家庭のルールを決めている割合	74.0%	80.9%	76.7%	66.6%	67.0%	80.2%	対前年度増
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	青少年が適切にインターネット等を利用するために、法と基本計画等では家庭におけるルールづくりを推奨している。 ※上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したため、平成 25 年度以前の調査結果との直接比較は不可。					
②青少年の携帯電話等のフィルタリング等の利用率	48.2%	59.6%	59.7%	63.5%	55.2%	53.7%	対前年度増
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	青少年が適切に携帯電話等を利用するために、法と基本計画等ではフィルタリングの徹底を推奨している。 ※上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したため、平成 25 年度以前の調査結果との直接比較は不可。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	28 年度
①青少年の有害環境対策における全国の普及啓発事業の累計実施数（か所）	25 か所	29 か所	32 か所	35 か所	37 か所	41 か所	47 か所
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	法と基本計画等で定められているように、家庭でのルールづくりやフィルタリングの利用等を保護者に対して普及啓発する必要があるため、全都道府県で実施することを目標とする。					

(出典) 平成 27 年度文部科学省事前分析表から抜粋



(出典) 上記の事前分析表を基に、目標管理型評価ワーキング・グループにおいて作成

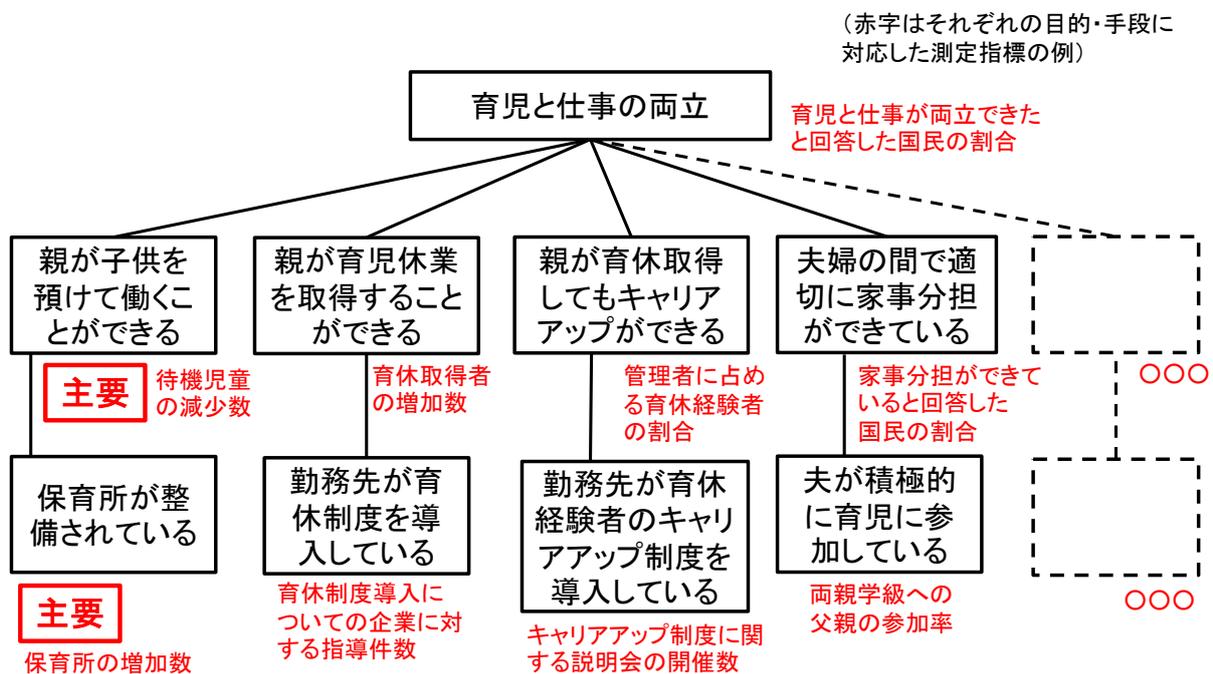
③ 測定指標のうち、主要なものを明示しているもの

目標管理型評価では、事前分析表で明らかにした測定指標における目標の実績を踏まえ、当該施策の目標の達成度合いを5区分で明示することとされており、測定指標の主要なものの実績に基づき、5区分のいずれに該当するかが決められている。

このため、複数の測定指標を設定する場合には、あらかじめどの指標が主要なものであるかを定めることが求められる。

一部の施策では、例 3f のように、事前分析表において、主要な測定指標を明示しているものが見受けられた。

主要な測定指標を明示しているもののイメージ



<平成 27 年度事前分析表の好事例>

例 3：測定指標のうち、主要なものを明示しているもの

f. 電波利用料財源による電波監視等の実施（総務省）

施策目標「良好な電波利用環境の整備・維持を図ること」に対応する測定指標のうち、「重要無線通信妨害への措置率」及び「総合無線局監理システムの稼働率（計画停止を除く。）」を主要な測定指標と明示しており、さらに、主要な測定指標とした理由についても記載されている。

基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】		電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することに資するため、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	① 重要無線通信妨害への措置率 <アウトプット指標>	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 100% 平成23年度実績 100%	
	② 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトプット指標>	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ることを目的として、電子申請の申請率を併せて指標として設定。 【参考】 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) 平成24年度実績 99%以上 平成23年度実績 99%以上 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%	
	3 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 <アウトプット指標>	無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%	
	4 電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 7.7 平成23年度実績 7.9	
	5 標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差) <アウトプット指標>	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 10兆分の1以内 平成23年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。	

(出典) 平成 27 年度総務省事前分析表から抜粋

なお、各府省が、評価結果や施策の進捗状況等を踏まえ、施策の目的や達成手段を変更した場合は、必要に応じて主要な指標を入れ替えることを検討することが適当である。また、検討の結果、主要な指標を入れ替える場合には、主要な測定指標を変更した理由について、政策評価書や事前分析表において説明することが必要である。

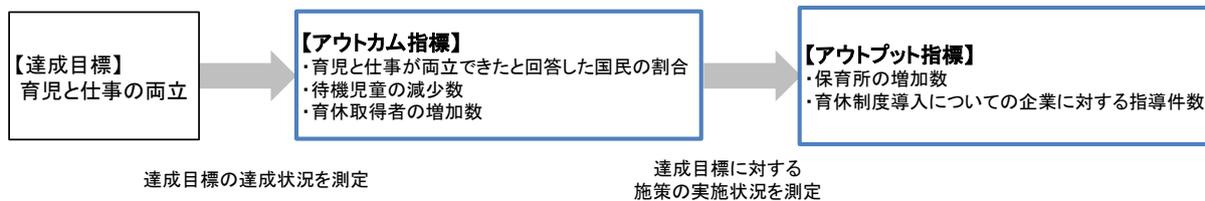
④ アウトプット指標と併せてアウトカム指標が設定されているもの

各府省における測定指標の設定状況をみると、行政の活動の結果を示すアウトプット指標のみが設定されていることが多いが、活動の結果どのような効果・変化があったかを示すアウトカム指標を併せて設定している例も見受けられる。

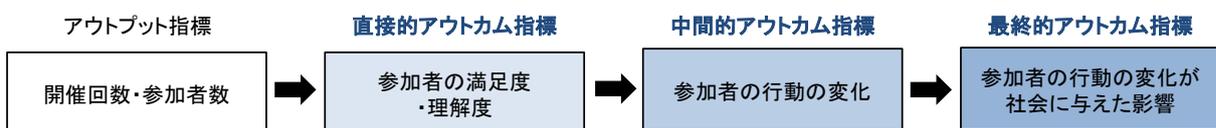
例えば、「施設の運営等に係る取組を含む施策」や「研修・会議等の開催に係る取組を含む施策」において、施設への「訪問者数」や研修・会議等の「開催回数」、「参加者数」等のアウトプット指標のみを設定しているものが見られるが、一部の施策では、例 4g 及び例 4h のように、アウトプット指標に加え、アウトカム指標を設定しているものも見受けられる。

行政活動の成果（アウトカム）がどの程度であったのかを把握した上で、事後検証において施策の有効性についてより詳細な検証が可能となるよう、指標が多すぎることをないように留意しつつも、可能な限り、アウトプット指標と併せてアウトカム指標を設定することが求められる。

アウトカム指標の設定イメージ



なお、施策の目標に応じて、アウトカム指標として、例えば、下図に示すように、「セミナー・会議の「参加者の行動の変化」、「参加者の行動の変化が社会に与えた影響」等の中間的・最終的なアウトカム指標を設定することも考えられるが、そのような指標を設定するに当たっては、施策がアウトカム指標に対して、どの程度貢献するのか、外部要因はどの程度あるのか等の関係を図示することなどにより、明確にしておくことが必要となる。また、アウトプット指標の目標が達成される一方で、アウトカム指標の目標が達成されなかった場合には、アウトプットがアウトカムに貢献していない要因を分析し、測定指標や達成手段の見直しを検討することが必要である。



また、アウトカム指標を設定している施策のうち、例 4i のように、国内における取組実績の国際的な水準を把握できるアウトカム指標を設定しているものも見受けられる。この事例においては、国内行政の測定指標が国際的にはどの程度の水準であるのかを示しており、目標値の設定の根拠が明確になっている。

<平成 27 年度事前分析表の好事例>

例 4：アウトカム指標が設定されているもの

g. 迎賓施設の適切な運営（内閣府）

アウトプット指標の「年間参観者数」に加え、アウトカム指標として「赤坂・京都迎賓館参観者及び前庭公開入場者アンケート実施による肯定的評価（「満足」、「ある程度満足」の合計割合）」を設定している。

測定指標	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1 年間参観者数	迎賓施設の役割について、多くの国民の理解を深めるため、平成27年度の参観者数(参観定員)である赤坂迎賓館(20,000人)及び京都迎賓館(13,000人)の合計を目標値として設定した。
赤坂・京都迎賓館参観者及び前庭公開入場者アンケート実施による肯定的評価(「満足」、「ある程度満足」の合計割合)	迎賓施設の役割等への理解度を検証するとともに、迎賓館参観及び前庭公開実施方法の改善に資するため設定。これまでの高評価は、参観者等の意見を踏まえ、参観等の実施結果を分析・検討し、課題解決に向けて改善努力することにより、国民目線でのおもてなし対応を行った結果。今後も過去の実績を踏まえ、高水準の満足度(90%以上)の評価を継続・維持することを目指す。 (実績推移: H22年81.5%、H23年85.0%、H24年93.3%、H25年93.5%、H26年95.0%)

(出典) 平成 27 年度内閣府事前分析表から抜粋

h. 防災に関する普及・啓発（内閣府）

アウトプット指標の「研修に参加した地方公共団体の数」に加え、アウトカム指標として「研修終了後に行われる学習到達度テストで 80%以上の点数を得た人割合」を設定している。

測定指標	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1 研修に参加した地方公共団体の数	国、地方のネットワークを形成する人材を目的とする事業であるため、参加した地方公共団体の数を目標とするものである。
研修終了後に行われる学習到達度テストで80%以上の点数を得た人割合	研修受講者の学習効果を確認するため、学習到達度テストの点数を目標とするものである。

(出典) 平成 27 年度内閣府事前分析表から抜粋

i. 国際交流の推進（文部科学省）

アウトカム指標「日本人学生の海外留学者数」の目標値について、「大学等の在籍者（約 300 万人）に占める留学生の割合を非英語圏先進国のドイツ、フランス並（10%）の割合へ」目指すとしており、測定指標から国際的な水準が把握できる。

達成目標 1	高等教育段階の国際交流等を拡大する。						
達成目標 1 の設定根拠	大学等の在籍者（約 300 万人）に占める留学生の割合を非英語圏先進国のドイツ、フランス並（10%）の割合へと目指し、外国人留学生 30 万人を目標とする。また 18 歳頃から 20 歳代前半までに在外経験ある日本人学生等を増加させ、18 歳人口（約 120 万人）の 10%を海外留学させ、その目標を 12 万人に設定。						
成果指標 （アウトカム）	基準値	実績値					目標値
	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	32 年度
①外国人留学生数 （人）	161,848 人	— 人	161,696 人	161,848 人	168,145 人	184,155 人	300,000 人
	年度ごとの 目標値 目標値の 設定根拠	—	—	—	—	—	対前年比増
②日本人学生の海外 留学者数（人）	65,373 人	42,320 人	53,991 人	65,373 人	69,869 人	調査中	120,000 人
	年度ごとの 目標値 目標値の 設定根拠	36,303 人	42,321 人	53,992 人	65,374 人	69,870 人	対前年比増
活動指標 （アウトプット）	基準値	実績値					目標値
	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	毎年度
①海外留学支援制度 受入れ数（短期受 入れ）（人）	7,740 人	2,332 人	6,870 人	8,007 人	6,413 人	調査中	対前年比増
	年度ごとの 目標値 目標値の 設定根拠	—	2,333 人	6,871 人	8,008 人	6,414 人	
②海外留学支援制度 派遣者数（長期派 遣・短期派遣）（人）	8,740 人	1,269 人	16,149 人	15,680 人	11,296 人	調査中	対前年比増
	年度ごとの 目標値 目標値の 設定根拠	—	1,270 人	16,150 人	15,681 人	11,297 人	

（出典）平成 27 年度文部科学省事前分析表から抜粋

2. モニタリング活用施策における評価

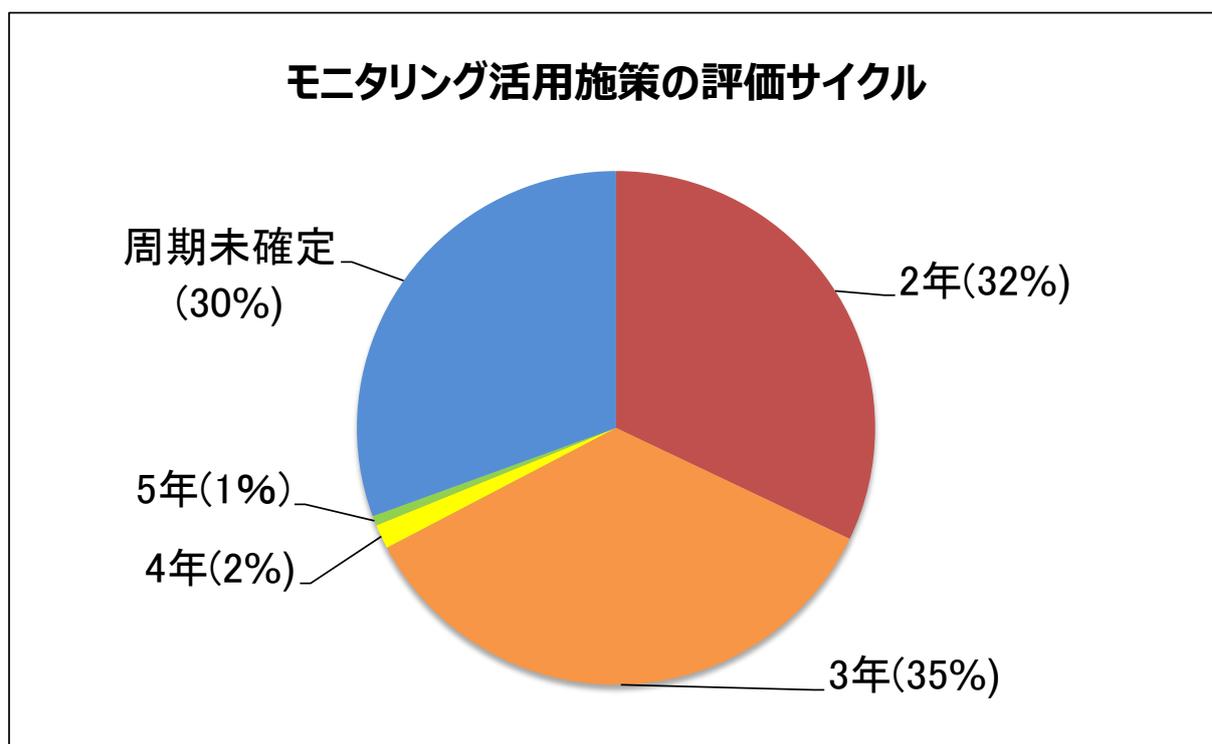
「目標管理型の政策評価の改善方策（平成 27 年度）」においては、施策の特性に応じた評価について検討を行っており、具体的には、

- ① 目標管理型評価の対象として見直しの余地がある施策
 - ② モニタリングを活用する余地がある施策
- について改善方策を示したところである。

平成 28 年度においては、「目標管理型の政策評価の改善方策（平成 27 年度）」を踏まえつつ、目標管理型評価の対象施策（約 500 施策）のうち、モニタリングの向上に資するため、モニタリング活用施策（約 300 施策）の評価サイクルについて、各府省の実態を調査し、分析を行った。

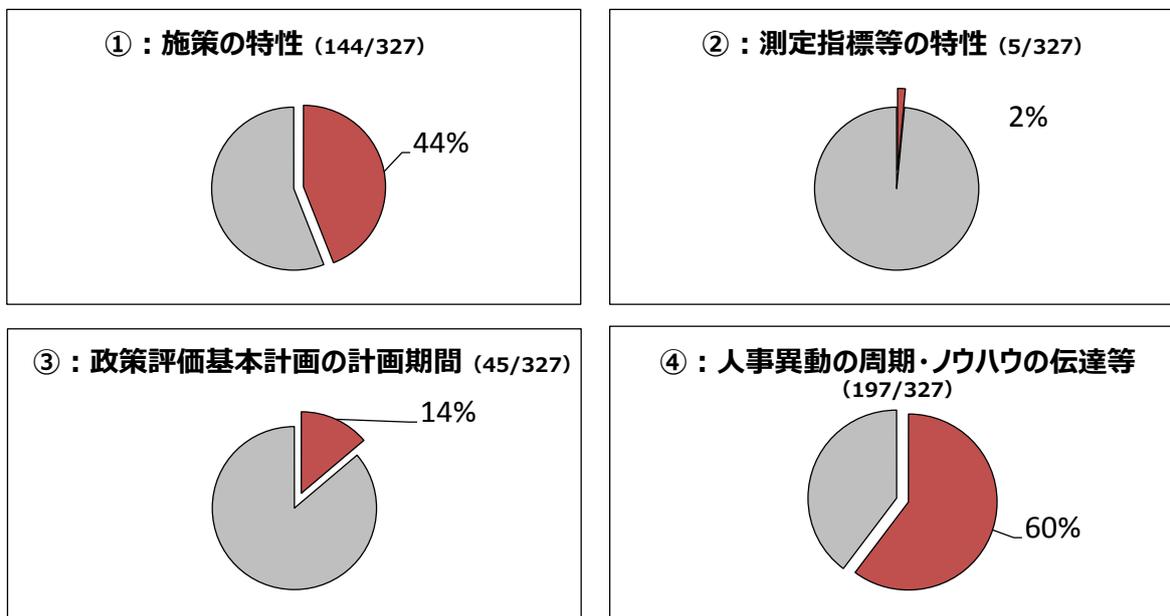
(1) モニタリング活用施策

モニタリング活用施策（約 300 施策）の評価サイクルは、2 年サイクルで評価を行っているものが全体の約 3 割、3 年サイクルを含めると全体の約 7 割となっており、2 年又は 3 年サイクルで評価を実施している施策が多い。また、評価周期が未確定の施策も約 3 割ある。



(2) 評価サイクルの根拠

モニタリング活用施策の評価サイクルの根拠は、①施策の特性、②測定指標等の特性、③政策評価基本計画の計画期間、④人事異動の周期・ノウハウの伝達等の4種類に大別される。



「①：施策の特性」によって評価サイクルを定めているものについては、

- ・ 施策の基本計画等の期間を考慮し政策評価のタイミングを決めているもの
- ・ 施策の状況変化の度合いにより周期を設定しているもの
- ・ 国民の関心の高さ等を考慮し、高いものには短めの周期、低いものには長めの周期を設定しているもの

等があった。

「②：測定指標等の特性」によって評価サイクルを定めているものについては、

- ・ 測定指標の実績を把握する調査の周期を踏まえて設定しているもの
- ・ 複数年の測定指標の実績に基づき評価を実施しているもの

等があった。

「③：政策評価基本計画の計画期間」によって評価サイクルを定めているものについては、政策評価基本計画の計画期間の最終年度に実施しているもの等があった。

「④：人事異動の周期・ノウハウの伝達等」によって評価サイクルを定めているものについては、

- ・ 人事異動の周期を踏まえて設定しているもの
- ・ 職員のノウハウが継続できる期間を踏まえて設定しているもの
- ・ 業務量の繁閑の程度を踏まえて設定しているもの

等があった。

政策評価の結果については、当該政策に適切に反映させることが求められており、例えば、施策の基本計画については、計画の最終年度を中心に次期計画の検討が行

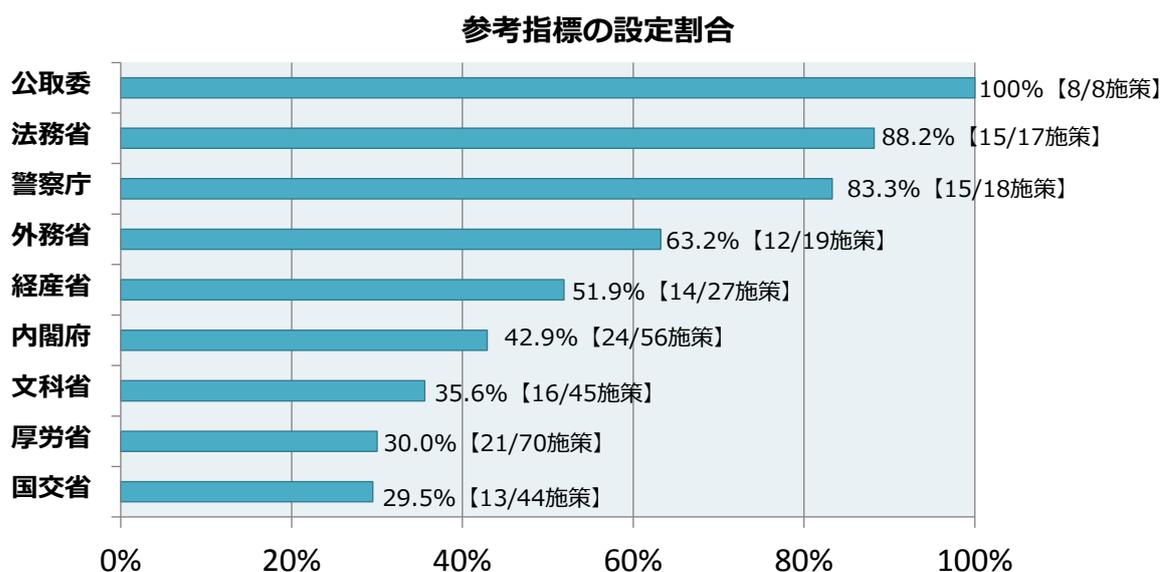
われることが多いことから、把握可能な最大限の期間の実績を評価し、その結果を次期計画の検討過程において活用することが望ましい。^{※7}

なお、施策の基本計画の最終年度の実績については、モニタリングを活用して公表することで、国民への説明責任を果たす必要がある。

3. 参考指標の活用

「目標管理型の政策評価の改善方策（平成 27 年度）」において、「測定指標だけでは、施策を網羅的に評価することが困難な場合も考えられるため、（中略）必要に応じて測定指標を補完する参考指標を活用することが有益である」とされた。また、「Ⅱ 1 (2) 個別の事前分析表の分析を通じた好事例の抽出及び改善方策の検討」でも述べたように、測定指標との組替えを想定した参考指標を設定することが有益な場合がある。これらを踏まえ、各府省における参考指標の具体的な活用状況について分析した。

参考指標の活用状況については、測定指標を補完するために参考指標を設定している府省は 45%（9/20 府省）であった。また、9 府省における評価対象施策への参考指標の設定割合は様々（30%～100%）であった。



9 府省の 138 施策における約 700 の測定指標に対して、設定されている参考指標は 446 あり、その大部分は定量的指標であった。

参考指標の活用方法については、おおむね以下の傾向が見られた。

※7 「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

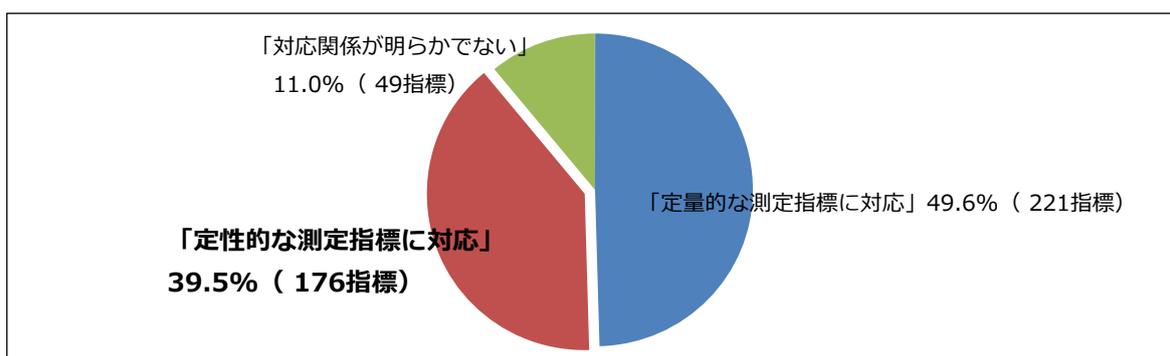
5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ア 事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。

- ① 施策などの現状について補足している参考指標が4割程度見られた。
- ② 定性的な測定指標に対して、特に参考指標を活用している省庁が見られる。公正取引委員会では、69の参考指標を全て定性的な測定指標（14/30指標）の補足説明に活用していた。法務省では、82の参考指標のうち約85%の指標を定性的な測定指標（22/35指標）の補足説明に活用していた。また、外務省では、35の参考指標のうち約63%の指標を定性的な測定指標（148/192指標）の補足説明に活用していた。
- ③ アウトカムに関する参考指標（研修等のアンケート結果（理解度、満足度等）等）も見られた。



Ⅲ. 今後の取組

平成27年3月9日に取りまとめられた政策評価・独立行政法人評価委員会の「提言」において、「目標管理型の政策評価は、（中略）評価の基本となる目標をいかに適切に設定するかが、評価の良否を左右する。」とされ、主に事前分析表の作成の段階での適切な目標や測定指標の設定についての改善が求められていた。提言を踏まえた目標管理型評価の改善方策については、この2年間開催してきた目標管理型評価ワーキング・グループにおいて、一定程度の取りまとめが行われたものと考えられる。各府省においては、これらの改善方策を踏まえ、事前の想定を明確にし、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくため、目標や測定指標の設定の改善等を行うことが求められる。

一方で、現時点においては、目標を達成しなかった原因の分析、達成手段が目標に対し有効に寄与しているのかの分析、次期目標等への反映の方向性の分析などが十分でない政策評価書が散見されており、政策評価が客観的かつ厳格に実施された上で、その結果が適切に政策の改善につながっているとは言い難い。質の良い事前分析表の作成だけでなく、評価を適切に実施した上で、その結果が適切に政策に反映されることが望まれる。

今後、総務省においては、政策評価審議会の知見も活用しつつ、政策評価書に係る優良事例や不相当と思われる事例の抽出及び分析などを行うことにより、各府省が目標管理型評価を活用して、より効果的な政策評価の実施及び国民への説明を行

い、ひいては政策の見直し・改善のために十分に政策評価が活用されるような取組を進めていくことが求められる。

事前分析表作成に当たってのチェックリスト
 (目標管理型の政策評価の改善方策(平成28年度)関係)

		No.	チェック項目	☑
目標	過不足なく達成 度合いを測定	1	目標が抽象的になっていませんか。 目標が抽象的と思われる場合に、目標のブレイクダウンや測定指標の変更について検討しましたか。	<input type="checkbox"/>
		測定指標	2	目標が実現できたかどうかを明確に測定できる測定指標が設定されていますか。
3	測定指標の目標値は施策が目標とする状態を適切に表していると言えますか。 (1つの目標に対し、ただ1つの測定指標が設定されている場合には、その測定指標のみで評価することとなるので特に留意が必要です。)		<input type="checkbox"/>	
4	1つの目標に対し、多すぎる測定指標が設定されていませんか。 (例えば、6つ以上となっていて、目標とそれぞれの測定指標の関係が曖昧な事例も見受けられます。)		<input type="checkbox"/>	
5	行政活動の「成果」を把握するためのアウトカム指標が設定されていますか。		<input type="checkbox"/>	
6	施策がアウトカム指標に対して、どの程度貢献するのか、外部要因はどの程度あるのかの想定ができていますか。		<input type="checkbox"/>	
7	測定指標について主要なもの、そうでないものが区分されていますか。また、その指標を主要とする理由は記載されていますか。		<input type="checkbox"/>	
8	評価結果や施策の進捗状況等から、主要な測定指標をはじめ、その他の指標の入替えを行う必要はありませんか。 (なお、指標を入れ替える場合には、理由について事前分析表や評価書で説明することが必要です。)		<input type="checkbox"/>	
達成手段	達成手段数 関連する		9	測定指標と関連する達成手段数が0の場合、測定指標の再設定や達成手段の追加について検討しましたか。 (なお、再検討しても達成手段が設定できない場合には、そもそも目標管理型評価の対象とすべきか、施策や目標の立て方はどうかなどの観点に立ち戻って再検討することが必要です。)
		10	測定指標と関連する達成手段が多数になっているなど、測定指標と達成手段との関係が複雑な構造になっていませんか。その場合に、測定指標の再設定は検討しましたか。	<input type="checkbox"/>